

○令和6年1月 知立市水防計画修正 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																																
	<p>目次 (略) 第10章 水位情報の周知 第2節 水位情報の周知を行う河川(追加)及びその区域</p>	<p>目次 (略) 第10章 水位情報の周知 第2節 水位情報の周知を行う河川・公共下水道等及びその区域</p>	<p>表記の整理【県計画】</p>																																
18	<p>第5章 非常配備体制 第1節 災害対策本部の非常配備 1 非常配備の時期 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル2相当(第一非常配備)</td> <td>1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難)を発表する見込みで事前準備が必要となる時。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>情報収集活動のため、別途定めた非常配備編成表に基づく1ヶ班以上の人員をもって当たる。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3相当以上(第二非常配備)</td> <td>1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>情報収集及び応急対策のため、別途定めた非常配備編成表に基づく2ヶ班以上の人員をもって当たる。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5相当(第三非常配備)</td> <td>1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。</td> <td>別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。</td> <td>災害対策本部設置</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	警戒レベル2相当(第一非常配備)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難)を発表する見込みで事前準備が必要となる時。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集活動のため、別途定めた非常配備編成表に基づく1ヶ班以上の人員をもって当たる。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置	警戒レベル3相当以上(第二非常配備)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策のため、別途定めた非常配備編成表に基づく2ヶ班以上の人員をもって当たる。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置	警戒レベル5相当(第三非常配備)	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置	<p>第5章 非常配備体制 第1節 災害対策本部の非常配備 1 非常配備の時期 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備(注意体制)</td> <td>1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要となる時。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備(警戒体制)</td> <td>1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。</td> <td>情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。</td> <td>災害対策本部は事態の推移により設置</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備(非常体制)</td> <td>1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。</td> <td>別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。</td> <td>災害対策本部設置</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第1非常配備(注意体制)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要となる時。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置	第2非常配備(警戒体制)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置	第3非常配備(非常体制)	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置	<p>非常配備体制の変更【市計画】</p>
種別	配備時期	配備内容	摘要																																
警戒レベル2相当(第一非常配備)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難)を発表する見込みで事前準備が必要となる時。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集活動のため、別途定めた非常配備編成表に基づく1ヶ班以上の人員をもって当たる。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置																																
警戒レベル3相当以上(第二非常配備)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策のため、別途定めた非常配備編成表に基づく2ヶ班以上の人員をもって当たる。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置																																
警戒レベル5相当(第三非常配備)	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置																																
種別	配備時期	配備内容	摘要																																
第1非常配備(注意体制)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 市に關係する河川水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)を超え、今後も水位が上昇すると予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表する見込みで事前準備が必要となる時。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置																																
第2非常配備(警戒体制)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 市に關係する河川水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に達し、今後も水位上昇が予想される時。 3 避難情報(高齢者等避難等)を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置																																
第3非常配備(非常体制)	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に關係する河川で氾濫発生情報(警戒レベル5相当)を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置																																
29	<p>第7章 水防に関連する予報・警報 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象及び洪水についての予報・警報(名古屋地方気象台発表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(気象庁発表)</td> <td>県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(追加)の「危険」(うす紫)が出現し、かつに数年に一度程</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	記録的短時間大雨情報(気象庁発表)	県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(追加)の「危険」(うす紫)が出現し、かつに数年に一度程	<p>第7章 水防に関連する予報・警報 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象及び洪水についての予報・警報(名古屋地方気象台発表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(気象庁発表)</td> <td>県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「危険」(削除)紫が出現し、かつに数</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	記録的短時間大雨情報(気象庁発表)	県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「危険」(削除)紫が出現し、かつに数	<p>気象庁内規の改定、気象警報等に係る改訂</p>																								
種類	発表基準																																		
記録的短時間大雨情報(気象庁発表)	県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(追加)の「危険」(うす紫)が出現し、かつに数年に一度程																																		
種類	発表基準																																		
記録的短時間大雨情報(気象庁発表)	県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「危険」(削除)紫が出現し、かつに数																																		

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

頁	修正前		修正後		修正理由
		<p>度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。</p> <p>(略) 実際に災害発生の危険度が高まっている場所については「<u>キキクル(警報の危険度分布)</u>」で確認する必要がある。</p> <p>(略)</p>		<p>年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。</p> <p>(略) 実際に災害発生の危険度が高まっている場所については「<u>キキクル(削除)危険度分布)</u>」で確認する必要がある。</p> <p>(略)</p>	
	竜巻注意情報(気象庁発表)	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意情報が発表されている状況下において</u> 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、(略)	竜巻注意情報(気象庁発表)	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>(削除)竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、</u> (略)	
	早期注意報情報(警報級の可能性)	(略) 大雨(<u>追加</u>)に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	早期注意報情報(警報級の可能性)	(略) 大雨、 <u>高潮</u> に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	
31	2 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要		2 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要		
	種類	概要	種類	概要	
	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>(追加)</u>	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「 <u>災害切迫(黒)</u> ：命の危険があり直ちに安全情報が必要とされる警戒レベル5に相当	
	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>(追加)</u>	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「 <u>災害切迫(黒)</u> ：命の危険があり直ちに安全情報が必要とされる警戒レベル5に相当 (略)	
	※「 <u>極めて危険(濃い紫)</u> ：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用		(削除)		

頁	修正前	修正後	修正理由				
30	<p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標 <p><u>確率値を用いた場合（浸水害）</u></p> <p>①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、<u>浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）</u>で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="246 457 1341 705"> <tr> <td data-bbox="246 457 362 562">①</td> <td data-bbox="362 457 1341 562">48時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 562 362 705">②</td> <td data-bbox="362 562 1341 705">3時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm^{※2}以上となった格子のみをカウント対象とする）</td> </tr> </table> <p><u>指標を用いた場合（土砂災害）</u></p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※1}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※3}がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	①	48時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現	②	3時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm ^{※2} 以上となった格子のみをカウント対象とする）	<p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標 <p><u>（削除）</u></p> <p><u>大雨特別警報（土砂災害）の場合</u></p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※1}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</p> <p><u>大雨特別警報（浸水害）の場合</u></p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※4）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。</p> <p>①表面雨量指数（※2）として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。</p> <p>②流域雨量指数（※3）として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。</p> <p>※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p> <p>※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</p> <p>※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ出る量を示す指数</p> <p>※4 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。</p>	
①	48時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現						
②	3時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm ^{※2} 以上となった格子のみをカウント対象とする）						

※資料編及び誤字や脱字程度の軽微な修正は新旧より除いています。

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。